

産業建設常任委員会記録

平成29年12月8日

【開催日】 平成29年12月8日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前8時58分～午前11時25分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	岡山明
委員	奥良秀	委員	河崎平男
委員	水津治	委員	中岡英二
委員	藤岡修美		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
傍聴議員	杉本保喜	傍聴議員	森山喜久

【執行部出席者】

副市長	古川博三	産業振興部長	河合久雄
産業振興部次長 兼農林水産課長	高橋敏明	農林水産課技監	山崎誠司
農林水産課主査 兼耕地係長	銭谷憲典	農林水産課農林 係長	平健太郎
建設部長	森一哉	建設部次長兼土 木課長	榎坂昌歳
都市計画課長	河田誠	都市計画課課長 補佐兼都市整備 係長	高橋雅彦
都市計画課管理 緑地係長	伊藤佳和子	都市計画課建築 指導室長	迫田勝憲

下水道課長	森 弘 健 二	下水道課技監	藤 岡 富士雄
下水道課主査	壹 岐 雅 紀	下水道課管理係 長	西 崎 大
下水道課管理係 主任	野 原 崇 史	山陽水処理セン ター所長兼小野 田水処理センタ ー所長	光 井 洋 一

【事務局出席者】

局 長	中 村 聡	書 記	梅 野 貴 裕
-----	-------	-----	---------

【審査事項】

- 1 議案第84号 平成29年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算
(第1回)について(都市計画課)
- 2 議案第99号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
について(都市計画課)
- 3 議案第102号 小野田南部地区都市公園他施設の指定管理者の指定につ
いて(都市計画課)
- 4 議案第103号 小野田北部地区都市公園施設の指定管理者の指定につい
て(都市計画課)
- 5 議案第104号 山陽地区都市公園他施設の指定管理者の指定について
(都市計画課)
- 6 議案第89号 平成29年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算
(第1回)について(下水道課)
- 7 議案第90号 平成29年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正
予算(第1回)について(下水道課)
- 8 議案第88号 平成29年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正
予算(第1回)について(農林水産課)
- 9 陳情・要望について
- 10 閉会中の継続調査事項について

午前 8 時 5 8 分開会

中村博行委員長 おはようございます。若干時間が早いようですが、産業建設常任委員会を開催いたします。それでは、早速、審査日程に従って進めていきたいと思っております。まず、日程 1 番、議案第 8 4 号、平成 2 9 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算について、執行部の説明を求めます。

河田都市計画課長 それでは、議案第 8 4 号、平成 2 9 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算第 1 回の歳入について御説明いたします。補正予算書の 4 ページ、5 ページをお開きください。歳入の 2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目駐車場事業費繰入金 2 0 7 万 9, 0 0 0 円を減額補正し、補正後の額を 5 0 8 万 9, 0 0 0 円とするものです。3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 2 0 7 万 9, 0 0 0 円を増額補正し、補正後の額を 8 1 4 万 8, 0 0 0 円とするものです。これは平成 2 8 年度決算が確定したことから、繰越金 2 0 7 万 9, 0 0 0 円を増額補正し、駐車場事業費繰入金 2 0 7 万 9, 0 0 0 円を減額補正するもので、補正予算書 3 ページの総括表のとおり、歳入合計は 2, 6 1 8 万 2, 0 0 0 円で増減はありません。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、委員の皆さんから質疑を求めます。

河崎平男委員 歳入歳出は変わらないということですが、減額された要因は何ですか。

河田都市計画課長 まず、繰越金が決算におきまして 2 0 7 万 9, 0 0 0 円増額となりましたので、一般会計からの繰入金を減額補正しております。

中村博行委員長　ほかにございますか。せっかくですから、この駐車場事業について、新人議員の方がいらっしゃいますので、何かお聞きになりたい点がありましたらお願いします。

岡山明副委員長　一応決算のほうはもう終わっていますが、それとは別に、去年かおととしに窃盗事件があったと思います。その後どういう対応をしているのかをお聞きしたい。

高橋都市計画課課長補佐　前々回の委員会でも、御説明はさせていただいたところですが、犯人が大阪のほうで捕まったという情報は、大阪府警から連絡がありました。起訴内容については、全国レベルでいろいろな同様な案件をやっているということでしたので、起訴する案件はもっと大きい案件で起訴するということでした。具体的に言うと、厚狭で起きた事件についての起訴内容にはならないということですが、もし犯人が正式に起訴されて審判が下れば、その段階で情報提供いたしますと大阪府の警察の方から言われておりましたが、その後何ら情報提供はないという状況です。

岡山明副委員長　弁償の部分は保険で賄えたということで、犯人との関わりはないという解釈でよろしいですか。

高橋都市計画課課長補佐　正式に裁判が行われまして、その犯人の刑が確定して情報提供が警察からあったにしても、市としましては、保険において全て手続が終わっておりまして、損害保険会社から所定の料金は、既に市に支払が終わっております。もし情報提供があれば、それを保険会社に市から情報提供いたしまして、あとは犯人と保険会社が交渉するという流れになります。

河崎平男委員　駐車場利用者からのいろいろな意見等は聞いていらっしゃいますか。

中村博行委員長 何かアンケート等はとられていますか。

河田都市計画課長 特にアンケート等をとっておる状況ではございませんけど、利用の状況については、出入口とか、今までの委員会でもお話ありましたが、出入口の2か所の設置とか、お話を聞いております。

河崎平男委員 そのような利用者優先で、2か所の出入口についての考え等ありますか。

河田都市計画課長 そのような御意見等も聞いておりますので、今年度、再度警察のほうと協議をしております。出入口をつけることについては、安全確保ということが最優先になりますので、その点も含めまして、今現在、警察と協議中ではございます。

奥良秀委員 駐車場の西側は、土日にはかなりいっぱいになっていまして、西側の砂利道のところにとめられる方もいらっしゃいます。あそこを舗装するとか、工事をするとかいう御予定はあるのでしょうか。

河田都市計画課長 土日等については、今言われる場所に止められる方もおられます。実際今までの状況を見ますと、平日等につきましては、駐車場の枠内、舗装してある部分で約半分ぐらいの駐車率でございますので、現時点で舗装等については考えておりません。

奥良秀委員 私も平日に行くことがあります。最近、土日によく行きますが、かなりJR新幹線口のほうはいっぱいになっていまして、ほとんど砂利道のほうも埋まっているような状況です。今からもっともっとJR厚狭駅の利用を考えていくのであれば、また入り口を2か所にしていくという構想があるのであれば、そういったところもきちんとしていかなければ、例えば、あそこはたしか木杭か何かで柵をしているような状況にな

っていますので、安全面もよくはないと思います。だから、もうちょっと利用者の配慮を考えていただいて、安全面を優先して駐車場運営をしてほしいと思います。

中村博行委員長 その件についてお考えはありますか。

河田都市計画課長 今、御意見をいただきましたので、今後の利用状況等確認しながら、その辺については、また検討していきたいと思います。

中村博行委員長 ほかにございますか（「なし」と呼ぶ者あり）それでは私のほうから。料金改定をされて利用者から非常に利用しやすくなったという声も聞いておりますが、償還も終わります。そういったことで、料金改定をもう一回するとか、償還後の計画は何かありますか。

河田都市計画課長 来年度で償還が終わるということで、その後、来年度、再来年度につきまして、先ほど申し上げましたように駐車場の2か所の出入り口の設置とか、先ほど御意見いただいた駐車枠の増加とか、その辺についてはかなり費用が掛かりますので、それが終わった時点で、駐車場の料金とか、その辺については検討をさせていただきたいと思います。

中村博行委員長 ほかによろしいですか（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を打ち切ります。討論はございますか（「なし」と呼ぶ者あり）討論がないようですので、採決に入ります。議案第84号、平成29年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第84号、平成29年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算につきましては可決すべき

ものと決しました。それでは、日程 2 番、議案第 9 9 号、山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について執行部の説明を求めます。

河田都市計画課長 それでは、議案第 9 9 号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。建築基準法の「国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例」について記載された第 1 8 条において、第 1 4 項の前に二つの項が追加されました。そのことによりまして、山陽小野田市手数料徴収条例別表第 1 4 の 2 の項中「法第 1 8 条第 1 4 項」を「法第 1 8 条第 1 6 項」に改め、同表の 3 の項中「法第 1 8 条第 1 7 項」を「法第 1 8 条第 1 9 項」に改めるものです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 それでは、委員の皆さんから質疑を求めます。よろしいですか（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論ございませんので、採決に移ります。それでは、議案第 9 9 号、山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第 9 9 号、山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については可決すべきものと決しました。それでは日程の 3 番、議案第 1 0 2 号、小野田南部地区都市公園他施設の指定管理者の指定について執行部の説明を求めます。

河田都市計画課長 議案第 1 0 2 号、小野田南部地区都市公園他施設の指定管理者の指定について説明いたします。小野田南部地区都市公園他施設につきましては、指定管理者選定委員会の審査結果により、指定管理者候

補者に選定した嶋田工業株式会社を指定管理者として指定しようとするものです。

小野田南部地区都市公園他施設につきましては、平成21年4月1日から指定管理者制度を導入し、平成30年3月31日で3期目の期間が終了します。このことから、4期目の指定管理者について、広報10月1日号及び市ホームページにおいて、平成29年10月2日から10月31日までの期間で募集したところ、嶋田工業株式会社1者から応募がありました。平成29年11月13日に指定管理者選定委員会を開催し、審査基準に基づき審査を行った結果、嶋田工業株式会社を指定管理者候補者に選定しました。指定期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間としております。

それでは、次にお配りしております資料について御説明いたします。資料は、1番から7番までの7種類あります。めくっていただいて1ページ目ですが、1ページ目は資料1の指定管理料一覧表です。この表は、前回、今現在行っている指定管理の平成27年度から29年度の指定管理者選定時の指定管理料上限額、平成27年度、平成28年度の決算額、今回の指定管理料上限額、指定管理者が提示している平成30年度から32年度の指定管理料等を一覧表にしたものです。指定管理料は年間の支出額見込みから利用料金等の収入見込みを引いた差額を上限額とし、募集要項に記載しております。上限額については、指定管理業務仕様書に記載した維持管理の内容を実施するために必要な人件費等を算定し、前回の上限額から117万8,280円の増額としております。2ページから4ページは、資料2、指定管理者評価表です。この表は小野田南部地区都市公園他施設の平成28年度の指定管理実施状況に対する評価表で、平成29年6月14日に嶋田工業株式会社で行ったモニタリングの結果です。総合評価は84点で、指定管理の実施状況は良いと考えております。5ページ目は、資料3、指定管理者選定委員会審査集計表で、平成29年11月13日に開催された指定管理者選定委員会の審査結果です。選定委員会は山陽小野田市指定管理者選定委員会規程に基づく選定委員で構成され、今回は6名の選定委員により審査されました。6名

の内訳は、市から4名、学識経験者2名としております。選定委員は、指定管理者制度事務マニュアルに基づき、応募者の提出した申請書類の内容とプレゼンテーション及びヒアリングにより審査及び評価を行いました。審査方法は、審査項目ⅠからⅤについて項目ごとに合計点及び平均点を算出し、各項目の平均点の150%以上と50%以下の点数を異常値として、該当する審査員の点数を除外し、改めて補正後の平均点を算出します。各項目の補正後の平均点を合計して選定基準との比較を行い、指定管理者候補者を決定します。なお指定管理者候補者としての選定基準は満点の2分の1の25点以上としております。嶋田工業株式会社は異常値がなく、平均点の合計と補正後の平均点の合計は同じとなり、合計は34.7点で選定基準の25点以上となっております。6ページから26ページは資料4の募集要項です。27ページから44ページは資料5の仕様書で、指定管理業務の内容、基準等を示したものです。小野田南部地区は竜王山公園を始めとした10か所を管理することとしており、指定管理者の収入となる有料施設は竜王山公園多目的施設研修室、浜河内緑地庭球場があります。45ページから48ページは、資料6の審査基準表で、指定管理者選定委員会で使用する各項目の審査基準です。49ページ以降は応募者から提出された申請書、事業計画書です。資料についての説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

河崎平男委員 指定管理者の指定についてであります。例えば、小さい施設等については、元気のある自治会等に地元管理とすることができないものですか。

河田都市計画課長 各自治会等にありますが街区公園、小さい公園等、それらにつきましても、自治会との協定等を結び、自治会での草刈り等をしてもらっているところはかなりあります。それだけでは管理できない高木等がありますので、指定管理者制度の中で高木等の管理等も含めて指定管

理としておるところでございます。

中岡英二委員 浜河内緑地公園のことについてお聞きしたいのですが、皆さん御存じのとおり、東京理科大の薬学部が4月になって学生が入ってきます。その中でも7割が女性ということで、公園の利用というのは多少増えると思います。そうした緑地公園の安全性をどのように考えておられるかをお聞きしたい。

中村博行委員長 答えられる範囲でお願いできればと思います。

河田都市計画課長 公園利用者の方の安全性ということですが、昼の間は特にそんなに問題はないと思いますが、少し日が暮れた後、夜間等につきましては、かなり広い公園でございまして、樹木もかなり多いということで、街灯等で全体を明るくするというのは非常に難しいところがございます。そういう中で利用される方については、大変暗いという部分もあるかもしれませんが、今後は夜間の利用については、浜河内については少し難しいということで、こちらのほうでも管理についてはできないですが、利用者の方に気をつけていただくということで、周知をしていきたいと考えております。

中岡英二委員 浜河内緑地公園は大変閉鎖的などこです。特に、夜、街灯等についておりますが、西部石油側の道路を歩かれる方が多いです。ぜひとも、公園の外、道路側にも街灯を幾つかつけていただければ、そのような利用者の方が安心してウォーキングとかできるのではないかと思います。これはお願いです。

中村博行委員長 そういう意見があったということで、御認識ください。

藤岡修美委員 こういった指定管理というのは、そもそも行政コストの削減ということで出てきたと思いますが、業者選定が1者しかないということ

は、この指定管理は企業にとって魅力がないということですか。

河田都市計画課長 1者しか応募がなかったということですが、これにつきましては、指定管理料等につきましても、こちらのほうできちんと算定した結果、前回よりも金額の増額もありますし、きちんと算定しておりますので、応募が少ないということについては、私のほうでは分からない状況ではございます。

藤岡修美委員 私もテニスをする関係で、浜河内のテニスコート、管理人に対する苦情が、私のところにも来ていて、そういった経費が安いことでその辺が厳しいのかなという気がしますが、その辺りはどうですか。

河田都市計画課長 管理人等とのトラブルということではございますけど、これについては、大変申し訳ございませんが、経費との関係はないと思います。そういう御意見をいただいたときには、指定管理者である嶋田工業にも、きちんと私どものほうから指導をしております。その中で管理をする、それから作業をされる方について、きちんと研修等を行っていただくというようにしておりますので、今後そういうことがありましたら御連絡いただければ、私どものほうでも指導、それから協議をしていきたいと思っております。

藤岡修美委員 嶋田工業から出された書類の中で、浜河内で嶋田工業カップというテニスカップは現にやられているのですか。

伊藤都市計画課管理緑地係長 嶋田工業カップにつきましては、昨年度も事業計画書等で実施の計画をされ、実施をされております。

岡山明副委員長 1ページ目ですが、今回指定管理料金上限値が117万の上昇になっています。この原因は。

河田都市計画課長 前回と今回の指定管理料についての増額についてですが、人件費等、最低賃金等も上がっております。そういう人件費等の上昇、それから、実際に作業される人数とか、それから管理する人数、そういうものを私どものほうで、公園の数において設定して計算しております。その中で、前回よりも117万8,280円が増額となったということでございます。

岡山明副委員長 公園の数と人の数で増額を決めているということですが、今回の指定管理の三つの議案は同じような形ですか。今言われたように、人件費の部分もそれぞれ載っています。そういう状況の中で、今言われた場所と人件費の部分で振り分けられたのかどうかをお聞きしたい。南部の指定管理に関しては、今言われたような形になるけど、ほかの三つ全部トータルとして、全部言われたことが通るかどうか。今回、南部に関しても、そういう評価で100万という金額が出ているという解釈でいいですか。

河田都市計画課長 小野田南部地区、それから小野田北部地区、山陽地区と三つの指定管理があります。それらにつきましての今回の人件費等の算出につきましては、監督、それから作業員等の人数、それから施設管理に当たる人数とか、その辺を私どものほうで想定した中で、一応人件費等を計算して、3地区とも同様の形で考えてはおります。

奥良秀委員 今回の指定管理者で1者だけの応募ということですが、先ほど藤岡委員が言われたとおり、やはり魅力がないのかというところになりますが、ほかの業者への対応や質問とかをされた会社はありましたか。

河田都市計画課長 3地区とも同様ですけど、ほか1者、現場説明を行っておりますので、現場説明に参加された業者がおられます。

中村博行委員長 応募は1件だったが、それに対して興味を示されたところは

あったということで、解釈していいですか。

河田都市計画課長 3地区につきましての現場説明に来られた方が1者おられまして、その方は小野田北部地区だけに応募されました。山陽地区と小野田南部地区については応募されませんでした。

中村博行委員長 業者名が黒塗りになった部分ですね。

岡山明副委員長 特記事項の4ページのその他の項目ですが、漏水という表現があります。「把握できていない漏水があるのではないかと懸念している」という中途半端な終わり方をしていますが、これはどのように対処しているのか確認していただきたい。

高橋都市計画課課長補佐 まず竜王山公園の給水管についてですが、御存じのように竜王山公園の給水施設は大変古いです。そして管路の延長も随分長いです。そういうことで、昨年度は漏水調査を本格的にやりました。それで何か所かは漏水箇所が見つかったので、それについては修繕を行いました。それでもまだ水量がなかなか落ちつかず漏水しているだろうと思われる検針結果になっておりましたので、今はまだ少し様子を見ているところです。毎月ずっと大量に漏水しているのであれば、一定量流れ出ていると判断できますので、もっと徹底的にやろうと思っておりますが、水量が落ちつく時期もあるわけですから、都市計画課としては、大量に漏水しているところはないという判断ですので、もうしばらく様子を見たいと思っております。

岡山明副委員長 2ページの管理運営のところ、修繕は適切に行えたかという評価は2になっています。ほかの二つの南部と山陽に関しては3という評価点です。ここの2というのは、そういう漏水の部分の評価で一つ下げられているということですか。

伊藤都市計画課管理緑地係長 評価点につきましては3点が満点です。この2点になっております結果といたしまして、修繕費に関しては、協定書で金額を決めております。前回の協定の中では、税抜きで50万までの修繕は行ってくださいということで、指定管理者にお願いをしておるところです。1件10万円以下の修繕に関しては、指定管理者で行うことになっているわけですが、結果といたしまして、修繕費の50万の想定ですけれど、29万6,887円の執行であったということで、まだ遊具ですとか、そういったもので多少なりとも修繕してもらえる部分があるかと思いますが、やっぱり行き届いてなかったというような部分で2点としております。

岡山明副委員長 漏水の調査には費用が掛かっていますよね。

伊藤都市計画課管理緑地係長 漏水の調査等については、嶋田工業ではなく、市で行いました。

中村博行委員長 それでは、市として指定管理者に対して、例えば現場の調査とか業者と直接の話合い、そういったものはどれくらいの頻度でされていますか。

伊藤都市計画課管理緑地係長 毎月、報告書を指定管理者から出すようになっております。四半期ごとにも細かく苦情であったりとか、修繕箇所がないかというようなことを報告は受けていますが、それ以外にも密に連携はとって、電話等であったり、現場に赴いてであったり、それぞれ意思疎通は図って健全な運営ができるようには指導はしているところです。

河崎平男委員 3ページの収入、支出の28年度の決算の状況でありますけど、歳入と支出が単年度決算赤字ですよね。この場合は指定管理者のほうから出すのですか。

伊藤都市計画課管理緑地係長 赤字部分については、指定管理者で負担をいただいているという状況になります。

河崎平男委員 この計画と実績が歳出の分では相当金額があります。そういった中で、途中での執行部の検査、監査等に入らないのですか。

伊藤都市計画課管理緑地係長 途中でということでの監査は入っておりません。

河崎平男委員 指定管理者は、たくさん施設を管理されておりますので、そういった状況の中で予算の計画というのがありますよね。その範囲内でやるのが本当ではないですか。例えば、山陽小野田市の予算でも、決算で補正予算等も組みますよね。そういう状況で指定管理の事業については執行のほうから、本来ならやるべきではないですか。

高橋都市計画課課長補佐 この指定管理につきましては、年度終了時に実績報告書を出していただきます。その中で、初めて決算の細かい数字が見られるわけですが、それを受けまして、資料を提出しておりますモニタリング調査を行いまして、聞き取りを行います。そこで、細かいマイナスの原因とかを聞きますが、指定管理者はあくまで3年という期間がありますので、単年度では今回のように赤字になることがあるかもしれませんが、3年間で見るとどうなのかというところで判断してまいりますので、単年度での評価は余り気にはしていません。

奥良秀委員 先ほどから執行部と、今回の指定管理者とのコミュニケーションであったりとか、打合せというのは行われているというお言葉はいただいておりますが、それというのはいかなるメモであったりとか、議事録みたいなものは残っていますか。

伊藤都市計画課管理緑地係長 議事録という形では残してはおりませんが、基本的には協議を行うときには、協議書というものをまず提出していただ

いて、それに基づいて協議していくようにはしておりますので、協議内容等はこちらのほうでも把握できるような体系を整えております。

中村博行委員長 森友問題とかそういうのがありましたからね。ほかにはよろしいですか（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を打ち切ります。討論はございますか（「なし」と呼ぶ者あり）討論がありませんので、採決に移ります。それでは、議案第102号小野田南部地区都市公園他施設の指定管理者の指定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第102号、小野田南部地区都市公園他施設の指定管理者の指定については、可決すべきものと決しました。続きまして、議案第103号、小野田北部地区都市公園施設の指定管理者の指定について執行部の説明を求めます。

河田都市計画課長 それでは、議案第103号、小野田北部地区都市公園施設の指定管理者の指定について説明します。小野田北部地区都市公園施設につきましても、指定管理者選定委員会の審査結果により、指定管理者候補者に選定した公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターを指定管理者として指定しようとするものです。小野田北部地区都市公園他施設につきましても、先ほどの小野田南部地区と同様、平成30年3月31日が3期目の期間の終了となりますので、広報それから市ホームページ等により公募をした結果、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターとほか1者の合計2者から応募がありました。平成29年11月13日に指定管理者選定委員会を開催し、審査基準に基づき審査を行った結果、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターを指定管理者候補者に選定し、指定期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間としております。同様に資料の御説明をいたしますが、先ほど説明した内容と同じところは省略させていただきます。

1 ページの指定管理料一覧表ですが、先ほどと同様の一覧表でございます。上限額につきましては、先ほど申し上げましたとおり、算定した金額を前回と比較し、前回の上限額から144万7,200円の増額としております。2 ページから4 ページは資料2の指定管理者評価表です。平成29年6月13日に公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターで行ったモニタリングの結果で、総合評価は83点で、指定管理の実施状況はよいと考えております。5 ページから6 ページは、資料3の指定管理者選定委員会審査集計表で、平成29年11月13日に開催された指定管理者選定委員会の審査結果です。審査結果につきましては、まず5 ページ、山陽小野田市シルバー人材センターのほうですが、項目ⅠからⅤの審査を行い、合計点、平均点を算出し、異常値の確認をした結果異常値はございませんので、補正後の平均点は33.9点となり、審査基準の25点以上となっております。6 ページですが、他の1者の申し込みがありましたので、もう1者のほうの審査表でございます。こちらにつきましては、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの三つの項目について異常値がございましたので、異常値に該当した審査員の点数を除けて補正後の平均点を計算しております。その結果合計点は23.7点となり、選定基準の25点以下となっております。この結果により、山陽小野田市シルバー人材センターを指定管理者候補者として選定されました。7 ページから27 ページは資料4の募集要項です。それから28 ページから41 ページにつきましては資料5の仕様書となります。小野田北部地区は、正式名称小野田中央公園という通称須恵健康公園を始めとした27か所を管理することとしており、指定管理者の収入となる有料施設には、東沖緑地及び須恵健康公園庭球場、須恵健康公園体育館、若山公園野外ステージがあります。42 ページから45 ページは資料6の審査基準表です。これは3地区とも全て同じでございます。46 ページ以降は、資料7の応募者から提出されました申請書、事業計画書です。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を求めます。

河崎平男委員 北部の都市公園施設の指定管理であります、27か所ということでありまして、大分ありますよね。そういった中で、小さいところは地元任せという意見はないのですか。

伊藤都市計画課管理緑地係長 主な街区公園が多く、資料14ページを見ていただけますでしょうか。14ページの街区公園と書いてある部分ですけど、こちらの街区公園に関しましては、地元と協定を結んで管理をしているところがほとんどです。これ以外にも総合公園の二番堤公園と書いてありますが、そちらのほうも協定等を結んでやっていただいております。協定の中身といたしましては、草刈りと、あと手の届く範囲の低木、中低木のせん定等は地元をお願いしております。中には、トイレ掃除等お願いしているような公園もありますが、それ以外の、先ほど課長も申し上げましたが、手の届かないような木であったり、遊具の点検であったり、遊具の補修等ももちろん必要となりますので、そういった部分に関しては、指定管理者で対応していくということにしております。

奥良秀委員 今度、指定管理者がシルバー人材センターということですが、今スタッフの平均年齢はお幾つぐらいでしょうか。

伊藤都市計画課管理緑地係長 平均までは分かりませんが、基本的にシルバー人材センターの会員の方というのが、60歳以上の高齢者の方とこちらのほうでは聞いておりますので、高齢の方ではあろうとは思いますが、シルバーも基本的に斜面など、そういったところの草刈りなど危険な部分等に関しては、なるべく危険をう回しながらやっていただくということをお願いしているところで、高い枝などのせん定になると、委託等に出されている部分もあるように聞いております。

奥良秀委員 まさに、私が言いたかったのはそこです。せっかく意欲を持ってやられる方がいらっしゃる中で、事故とか、けがとかがないように、運

営はシルバー人材センターのほうにお任せする状況ですけど、行政のほうも日ごろのチェックとか、そういうところはよくしていただいて、お互いにメリットが出るようにやっていただければいいなと思います。これは希望です。お願いします。

河田都市計画課長 先ほど、申しあげましたように、高木等、特に高い部分については、シルバーではできない部分がありますので、造園業者に委託ということで、せん定等を出しております。その辺については、私どもも一応確認しておりますので、維持管理のそういう協議等につきましては、今後もしっかりやっていきたいと思っております。

藤岡修美委員 補足ですけれども、私もシルバーにいましたので、状況を言いますと、仕事を押しつけられるのではなくて、こういう仕事がしたいということで面接時に言われて、多分こういった公園の管理される方も体力なり、自信がある方がされていると思います。その辺では問題ないと思います。それと、これは一会員からですけど、糖尿等々で体調が悪かったのが、公園等の草刈りで汗をかいて、特に夏なんか水をしっかり飲んで、糖尿が良くなって、数値がすごく下がったという会員もおられました。その面では、こういった公園管理にシルバー人材センターで高齢者が働かれるのはいいかなと思います。

河崎平男委員 公園施設の関係です。先ほど維持管理等はやるということでありましたけど、街灯とか、遊具とか、看板とか、そういう老朽化に向けての点検は、執行部がやられていますか。

伊藤都市計画課管理緑地係長 市でも行っております。年に2回は、遊具点検は必ず行うようにということで、点検簿もつけ、その中で危険なもの等を見つけたときには、と言いながら、限られた予算の中になってしまうので、どうしても修復が追いつかない部分はございますが、危険なもの、特に本当に使っては危ないようなものに関しては、一時期使用禁止等の

処置をとりながら皆様に利用していただいているところです。

河崎平男委員　そういった中で、今、103号で案内板というか、街灯の箇所、説明板とかは何か所ぐらいありますか。

河田都市計画課長　大変申し訳ありません。今その資料を持ち合わせておりません。はっきりした数字は分かりませんが、街区公園等、自治体等にある公園等につきましては、看板等の設置は特にありません、説明も。街灯等につきましては、あるところとないところがありますけど、ある程度、最初に公園を設置したときにつけたところについては、維持管理はしておるところではございます。何か所というのは、資料持ち合わせておりませんので、今は御説明できません。申し訳ございません。

水津治委員　河崎委員の質問と重なる部分がありますが、地元の方に草刈り作業等を委託される場合に、もちろんそれに伴う委託料は、指定業者が払われる算定時の委託料で支払われているのかを教えてください。

河田都市計画課長　先ほど申し上げました街区公園等の自治会との協定の中の管理につきましては、自治会のほうで利用されるということで、その中で草刈り等の管理をされるということです。報酬とかそれに対する費用とかを、市とか指定管理者がお支払いしているものではございません。これは利用される方が、その中で管理をしておると、その他管理できないところにつきましては、指定管理者で、自分らで草刈り、それから中低木の管理、あとは高木等については業者委託という形で管理をしているところがございます。

水津治委員　そうすると、地元の方はボランティアということで理解してよろしいですか。

河田都市計画課長　皆さんが使われるということで、そのために維持管理をさ

れておると。草刈り等された場合は、収集のごみ袋とか、その辺については市のほうから提供することはできますし、収集については、環境事業課のほうで、収集等に行ってもらおうということもできております。

藤岡修美委員 業者選定で審査の集計表6ページです。この業者は23.7点ということで、これは25に満たないから、その時点で失格ということだ捉えるのか。それともう一つ、施設の管理を安定して行う能力を有していることで、最低の審査員Cは3点で、最高点の審査員Fが8点という、かなりの開きがありますが、この辺もし評価される原因が分かるようなことがあれば、教えていただければと思います。

河田都市計画課長 点数につきましては、各審査員の方の採点でございますので、私どものほうでは分かりませんが、申し込みのあった団体の方につきましては、内容によっては自分のところの会社というか、そちらの団体の組織がしっかりしておることでの評価が高いとか、あとは実際に管理する作業員、それについての計画が不足しておるとか、その辺のことで差がついておるのではないかと推測しておりますが、これは審査員の方ですので、私のほうでは、はっきり分かりません。そういう状況が見られる中では出てくるのかなと思っております。それから、審査基準も下回っているということでのお話でしたが、こちらにつきましては、2者の応募がありましたので、まず、審査基準を下回っているところにつきましては、一応基準以下ということで、除外ということになると思いますが、もう一つのほうが、審査基準を上回っておりますので、点数の高いほうが指定管理者候補者ということで選定されたということでございます。

河崎平男委員 選定委員会の審査する中で、審査項目についてはもちろん説明をされるわけですね。公募の中では、学識経験者2名と言われましたかね。そういった中で、これだけの開きあるということは、この審査項目をどのような形で具体的に説明されていますか。

河田都市計画課長 選定委員6名の方につきましては、事前に打合せ会議を持ちまして、審査基準や審査項目の内容と点数の配分とか、それらについては、随分御説明をさせていただいております。

岡山明副委員長 高木の件で先ほど、浜河内のほうが暗いという話がありましたが、こちらのほうでも女性がサンパークでの買い物の帰りに公園を通ろうと思ってもちょっと暗いという話を聞いております。高木に関しては3年に1回せん定をするという基準があると思いますが、ある程度大きくなりすぎた木の伐採に関する基準というのは何かありますか

河田都市計画課長 3年間の指定期間の中で、1回は高木のせん定をしていただくということで、今、仕様書に入っております。その中で、今言われるように、緑地公園につきましては、かなり木が大きくなっております。今言われたサンパークの裏の東沖とか、それにつきましても大きな木が増えております。これは年数がかなりたっておりますので。その中で、せん定ということにつきましては、下枝それから中間上のほうの枝を、ある程度そういう隙間ができるようにしていきたいと考えてはおりますが、伐採までは今の費用の中では考えてはおりません。

岡山明副委員長 伐採の考えはない。浜河内も一緒でしょうけど、将来的にこれから何十年かけても住民から苦情が来ない限り、市としては100年でも200年でも生かせるものは生かせるという考えですか。

河田都市計画課長 公園の中は言われるように、かなり密になっているところもあります。ずっと一切しないということはありませんが、現在の費用の中では伐採までは費用が不足しておりますので、伐採まで今考えていないということです。今後はその辺も含めて検討はしていかなければいけないとは思っております。

中村博行委員長 やがて、そういう時期が来るということは想定できますけれども、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を打ち切ります。討論はございますか（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、議案第103号、小野田北部地区都市公園施設の指定管理者の指定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第103号、小野田北部地区都市公園施設の指定管理者の指定については、可決すべきものと決しました。引き続き、日程の5、議案第104号、山陽地区都市公園他施設の指定管理者の指定について執行部の説明を求めます。

河田都市計画課長 議案第104号山陽地区都市公園他施設の指定管理者の指定について説明します。山陽地区都市公園他施設につきましても、指定管理者選定委員会の審査結果により、指定管理候補者に選定した公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターを指定管理者として指定しようとするものです。山陽地区都市公園他施設につきましても広報10月1日号及び市ホームページにおいて、平成29年10月2日から10月31日までの期間で募集したところ、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター1者から応募がありました。平成29年11月13日に指定管理者選定委員会を開催し、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターを指定管理候補者として選定しました。指定期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間としております。

それでは、同様に資料について説明します。1ページは資料1の指定管理料一覧表でございます。上限額につきましても、指定管理料業務仕様書に記載した維持管理の内容を実施するために必要な人件費等算定して、前回の上限額から155万5,200円の増額としております。2ページから4ページは資料2の指定管理者の評価表でございます。この表は、平成29年6月13日に公益社団法人山陽小野田市シルバー人材セ

ンターで行ったモニタリングの結果で、総合評価は81点であり、指定管理の実施状況は良いと考えております。5ページは資料3の指定管理者選定委員会審査集計表で、平成29年11月13日に開催された指定管理者選定委員会の審査結果です。審査結果につきましては異常値がなく、平均点と補正後の平均点が同じであり合計点は35.2点で、選定基準の25点以上となっております。6ページから24ページは資料4の募集要項です。25ページから39ページは資料5の仕様書で、指定管理業務の内容、基準等を示したもので、山陽地区は物見山公園を始めとした25か所を管理することとしており、指定管理者の収入となる有料施設は特にありません。40ページから43ページは資料6の審査基準表です。44ページ以降は資料7の応募者から提出された申請書、事業計画書です。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 ありがとうございます。それでは、先ほど、矢田副議長のほうからありましたので、よろしくお願いいたします。

矢田松夫副議長 少し類似する点がありますが、北部の公園と山陽地区の総合点が余りにも差が大きいというのはどういうことですか。例えば、5ページの山陽地区の平均点、北部でいうと6ページの平均点の差をよく見てみますと、結局、先ほど言われたように北部の場合は、街区公園とかは地元任せにしている、山陽地区はほとんどの公園についてはシルバーが管理している、これは大きな差があります。それを比較してみて何か相違点というのがありますか。

河田都市計画課長 小野田北部地区につきましては、街区公園につきまして、ほとんどの公園が自治会との協定により自治会管理としていただいております。山陽地区につきましては、自治会との協定を結んで管理しておりますが、まだ少ない状況でございます。そのことによりまして、街区公園については、シルバー人材センターの管理業務が多いというふうにはなっております。

矢田松夫副議長　それで、どちらがいいのですか。点数が高いほうがいいと思いますが、どうですか。例えば草刈りですが、山陽地区の場合は、使えると思って草刈りをすると思いますが、現実はどうですか。ほとんど使っていないところが多いですけど。逆に自治会に任せているところは、使えるから自治会が掃除する、草刈りをするという状況があるので、もう一回全体を見直したほうがいいのではないかと思います。

河田都市計画課長　街区公園につきましては、利用状況の多いところ、それから利用を余りされていないところ、いろいろございます。山陽地区につきましても、自治会等との協議を今行っておるところでございます。協定を結んで維持管理をしていただき利用をしていただくと。現状では、今利用が少ないということ、それから高齢者が多いということで、なかなか自治会での維持管理は難しいというお話も多くいただいております。小野田北部地区等と同様に自治会での管理利用を進めていきたいというふうには、今協議をしておるところでございます。

中村博行委員長　今、副議長のほうから出ましたけど、以前、一般質問でもそういった指摘をされています。そういうところから改善があったのかなのか、そういった点を指摘されていると考えますけれども、その辺については今後よく調査、検討をしていただきたいと思います。

藤岡修美委員　参考になるかどうか分かりませんが、北部の公園の中に入ると思いますけど、西高泊公園というのが高泊校区にありまして、これは以前せっかくできた公園が使われなくて荒れ放題だったのが、地域に、私も属していますが、「すげえちゃ・高泊」というスポーツクラブできて、高齢者がグラウンドゴルフやるようになりました。そうすると、皆さん草を刈られるし、グラウンド整備、グラウンドゴルフは平らなほうがいいので、かきならして、きちり管理されている状況です。高齢者のスポーツの普及にもなると思います。例えば、シルバーでグラウンドゴル

フの大会やられておりますけれども、そういったことを、もっと広がる形にさせていただいて、昔は街区公園といえ、児童公園と言っていて子どもが対象でしたが、子どもがほとんど外で遊ばない。そういった状況で、地域の高齢者が、例えばそういったグラウンドゴルフ的なスポーツに親しまれることで、公園の管理あるいは皆さんの健康のためにはいいのではないかと思います。これは一つの提案です。

中村博行委員長 私の地元でも、小さなグラウンドがグラウンドゴルフをされる方によって管理をされていたという状況もあります。その辺は今後、市全体の問題でもあろうかと思っておりますけれども、そういう方向性というのもしっかり見極めながら、進めていっていただきたいとは思っています。

岡山明副委員長 指定管理料の155万円は北部、南部に比べて一番高い。先ほどお話がありました人件費、場所という形で増額分が多いという状況ですが、公園の数を見られても北部のほうが多い。土地を見ると逆に南のほうが倍くらい多いという状況の中で、何をもってここだけ155万、あとは110万、140万じゃないですか。管理運営体制というページがあるので、それを見てもスタッフの人数、草刈りとかも北部と比べると草刈りに関して45名、あとはそんなにスタッフの担当者の人数は変わらないので、ここだけ高い原因をお聞きしたい。

河田都市計画課長 前回の指定管理料と今回の指定管理料の上限額の差のことをおっしゃっていると思っておりますけど、全体の管理をしていく上で、今回の仕様書、指定管理者の応募者にお示した仕様書に基づいて、人件費等算定しておりますので、前回との差額が大きい部分が単純に増えた状況ということではございませんので、全体の中で計算した結果、前回よりこれだけの金額が増えておるということでございます。それにつきましては、先ほど申しました人件費等について、作業員とか監督とか、その辺が実際にどれだけの時間、働くようになるかと、そういうようなことも含めて検討した結果でございます。ですから、もともとの金額に差

がありますので、こちらが増えた、上限額が、差が増えたとか、そういうことではなく、全体として比較したという状況でございますので。

岡山明副委員長 全体的に評価したというお話ですが、さっきほど私は公園の数、広さも言いました。人件費に関わるスタッフもほとんど変わっていない。山陽地区の都市公園の何が金額的に上がってきているのか。例えばここだけ担当が増えたという条件であればいいでしょうけど。こういう形でいくと、あと何年後には北部と山陽地区の金額が一緒になってしまうという可能性が出てきませんか。最初のスタート時点で三つの金額が大体決まっているのですから、均等に上がっていくというのが普通じゃないでしょうか。

河田都市計画課長 先ほど申しましたように、街区公園等についての維持管理につきまして、小野田地区のほうについては、協定があって地元の方が維持管理しておられる公園が多いと、それから山陽地区につきましては、申し訳ないですけど、協定が少なく維持管理をしておられない公園が多いということで、そちらのほうについて、再度見直しを今回かけた結果、山陽地区につきましては、維持管理を指定管理者すべき要件が増えたということで、金額が増えておるということになっております。これは、全体を見直したということの結果でございます。そういうことで、金額の増額が多いということになっております。

岡山明副委員長 山陽地区に関しては、清掃じゃないですけど、そういう形の土地の見直しをかけてこのような増額になったということですか。

河田都市計画課長 見直しにつきましては3地区全部、同様の考え方で見直しをしております。先ほど申し上げましたように、草刈り等にしたら、当然年に1回、2回とかあります。それから、高木のせん定については、3年に1回はしていくという形で見直しを今回かけております。前回の仕様とはそういう部分が変わっておりますので、その結果、金額の増額

についてはこういう結果になっておるということでございます。

中村博行委員長 見直しで作業量が増えたという部分だと理解しましょう。

藤岡修美委員 角度を変えて、山陽地区は金額が増えたのに1者、北部が2者、北部で駄目だった業者は山陽地区には応募されなかったのですか。もし、その辺でなぜかというのを、都市計画で分析されていたら、お答えしていただきたいと思います。

河田都市計画課長 3地区とも、現場説明のときには、もう1者、先ほどの小野田北部地区に応募された方が、3地区とも現場説明に来られております。その中で検討された結果、小野田北部地区だけに応募されたということですが、これにつきまして、現場説明のときの状況、質問等の中で、やはり有料施設とかがあるところについては、自分らのノウハウが生かせるような部分があるのではないかと、そして山陽地区につきましては、有料施設がないということ。それと、南部地区につきましては、初めて応募されるということで、多分どれか一つにしたい、全部を一度に管理するのは、やはりなかなか難しいこともあったのではないかとということで、北部地区に応募されたと推察しております。

河崎平男委員 都市公園の中に、市の指定文化財等の文化財がありますが、どのように指導されて管理されておりますか。

伊藤都市計画課管理緑地係長 言われているのは糸根公園の松原だと思いますが、基本的には、松くい虫の防除等に関しましては、市で委託をさせていただいています。指定管理料の中には含まれておりません。木の伐採、せん定に関しましても、文化財ですので慎重に行うようにということで、切る前には必ず市と協議をいただくようにはしております。枯れた松があった場合には、なるべく早急に連絡をしてもらい、職員も現場に赴きまして、木をどういうふうにするのかというような指導をさせていただ

いて上で、せん定を行い、また文化財ですので、教育委員会等にもせん定したよというような報告はさせていただいております。

河崎平男委員 それと物見山公園もありますよね。物見山経塚が出た後とか、きちんと標柱もされておりまして。また文化遺産になっています。そういった中で、市の指定文化財等については、管理者によく指導説明をされて、現状を変更されないような形でもっていかなければ、大事な文化財でありますので、是非気をつけていただきたいと思います。

岡山明副委員長 2ページの評価表ですけど、一番上の管理運営の状況で「事故、苦情、緊急時の連絡が適切であったか」の評価が2になっています。コメント欄には「直接の苦情はない」と記載されています。もう一つ、サービスの向上で「ホームページ等による広報活動」についても、ホームページに掲載していると記載されていますが、ここの評価は2です。北部に関しては評価が3です。同じシルバー人材センターなのになぜ評価が違うのか。その評価基準を説明していただきたいです。

伊藤都市計画課管理緑地係長 シルバー人材センターでも、ホームページの中に、一応指定管理で公園管理をしていますという表記はありますが、中の具体的な部分というのは余り記載がされていない状況でした。この評価表自体には、ホームページで指定管理について掲載しているという文言を一文入れています。これ以外にも、いろいろシルバー独自で広報誌を作っているというのをヒアリングで聞いております。その中で、どうしても有料施設等がある北部地区に関しては記事が掲載されることが多いですけど、やはり山陽地区に関しては、比較的表記が余りされていなかったということで、評価点数については2点としております。評価点数2点についてですが、1枚めくっていただいて、4ページのほうに、評価の基準のほうを書いています。一応80%以上であれば2点で評価することが、ほぼ満点ということであれば3点でということの評価基

準として設けておりますので、北部のほうはプラスがあったと、ホームページ以外のものもあったということをヒアリングで聞いておるので3点という形はとっております。

中村博行委員長 2点は悪い点ではないということですね。

岡山明副委員長 ホームページはそういう評価加点があるということですが、もう一つの管理運営の状況の「事故、苦情、緊急時の連絡が適切であったか」の評価点が2です。ほか全部3という、80%から90%という評価でしょうけど。ここの部分80という評価の基準。

高橋都市計画課課長補佐 小野田北部地区と山陽地区の今の管理運営状況の中の苦情等に対する対応の違いが、2と3で違うということに対してですが、山陽地区についてはコメント欄に書いていますが、指定管理者に苦情が直接入るといった案件はほとんどありません。逆に小野田北部については、市に直接いろいろな苦情が入ってくるということで、苦情の入り方が違いますので、それに対する評価を結果的に若干落としています。

藤岡修美委員 今の回答に補足して、北部については有料施設が多いもので常駐の管理人がいるということで、多分苦情等々はシルバーでも対応できるということで、評価点が高いのかなと思っています。

中村博行委員長 そういうことでよろしいですか。ほかよろしいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を打ち切ります。討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論がありませんので、採決に入ります。それでは、議案第104号、山陽地区都市公園他施設の指定管理者の指定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして、議案第104号、山陽地区都市公園他施設の指定管理者の指定については、可決すべきものと決しました。ありがとうございました。それでは、ここで職員の入替えということで、ここで休憩いたします。次は40分から再開いたします。

午前10時27分休憩

午前10時40分再開

中村博行委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。それでは、日程の6番、議案第89号、平成29年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算(第1回)について、執行部の説明を求めます。

森弘下水道課長 議案第89号は、平成29年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算(第1回)についてです。今回の補正は、落札減、交付金確定に伴う事業費の減、修繕料の増、それらに伴う歳出の減、事業費の減による国費の減、市債の減、それらに伴う歳入の減を計上したものです。歳入歳出の予算総額からそれぞれ2億7,605万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億2,171万1,000円とするものです。

それでは、詳細につきまして歳出から御説明いたします。11ページ、12ページを御覧ください。1款下水道事業費、1項下水道事業費、2目施設管理費、11節需用費285万円の増額ですが、これは小野田水処理センターの汚泥脱水機制御盤用コンバータ等の修理に係る経費を計上したものです。13ページ、14ページを御覧ください。1款下水道事業費、1項下水道事業費、4目下水道建設費、13節委託料3,384万4,000円の減額、15節工事請負費2億3,468万円の減額、22節補償補填及び賠償金1,716万4,000円の減額。これらの減額は交付決定に伴う事業費の減額によるものです。なお、本年度の交付金

は、本市の要望額に対し6割しか認められませんでした。また、人件費の変更につきましては、人事異動に伴うものです。

次に、歳入について御説明いたします。7ページ、8ページを御覧ください。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費国庫補助金、1節下水道事業費国庫補助金1億3,885万円の減額は、交付決定に伴い交付金を減額したものです。4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目下水道事業費繰入金、1節下水道事業費繰入金は727万8,000円の減額です。そのうち下水道事業費繰入金1,432万2,000円の増額は、人件費の増額と修繕料の増額によるものです。下水道建設費繰入金2,160万円の減額は、人件費の減額と交付金確定に伴う減額です。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金50万5,000円の増額は、先の決算認定を受け、これを調整するものです。6款諸収入、3項雑入、1目雑入、1節雑入153万1,000円の減額は、当初予定していた桜川改修に伴う下水道管移設工事が不要なくなったため、移設補償費を減額したものです。7款市債、1項市債、1目下水道建設事業債、1節下水道建設事業債1億3,090万円の減額は、事業費の減により調整額を計上したもので、2目資本平準化債、1節資本平準化債200万円の増額は、平成29年度の発行予定額の決定によるものです。以上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

中村博行委員長 説明を受けましたが、それでは歳出のほうからまいりましょう。ページを追っていきましょう。11、12ページで何か質疑がありましたらお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。一番下の修繕料についての説明ありましたが。それでは続きまして13、14ページの中から何かございますか。

河崎平男委員 交付決定の時期とその関わり。事業費がずっとやっている中で、継続して事業費を進める中で、交付決定の時期はいつごろですか。

森弘下水道課長 3月31日でございます。

中村博行委員長 要望額が6割にずっとようになってきたわけですが、それによってあらゆる影響が出てきていると思いますが、その辺の対応はどのようにお考えになっていますか。

森弘下水道課長 一応、100%の要求をして、26年度までは交付金の額が8割で推移をしてきたわけですが、27年度から6割になってしまっております。100%つく予定で事業のメニューは作りますが、返ってきたものに対して、優先順位の高いものを残して、優先順位の低いものを切っていく。それで、4月のフレームは作るのですが、長寿命化工事、処理場・ポンプ場、こちらのほうが機械の調子が悪くなれば、そちらの工事を優先的に進めていかなければならないので、そちらを優先的に、また、事業の順序を入れ替えて管渠^{きよ}の新設工事を調整していくということを秋口まで続けていくのが、私どもの作業です。

河崎平男委員 先ほど3月31日交付決定ということですよ。それであれば、前の時期に補正とかは出せるのではないですか。

森弘下水道課長 補正自体は出せなくはないですが、額を合わせることだけになります。メニュー自体確定できるかという、メニュー自体は秋口を過ぎなければ、先ほども言いましたけれども、全体が見えてこないメニューの確定というのは無理ですので、額を先に合わすという作業だけだったらできます。

河崎平男委員 内示は早く分かるのではないですか。内示があるでしょう。

森弘下水道課長 河崎委員に申し上げます。うその答弁をしましております。内示が3月31日です。交付決定は6月初旬になります。申し訳ありません。決定と内示と勘違いしておりました。

中村博行委員長 公共下水が進まない一番の原因が、そこにあるかと思えます。この補正について13、14はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、歳入のほうです。7、8ページから。

藤岡修美委員 先ほど工事と負担金、水道管移設工事が必要なくなったから減額ということでしたが、当初の調査設計では分からなかったのですか。

森弘下水道課長 工事負担金の下水道管の移設の話でございますね。これは、厚狭の桜川の河川改修に伴う下水道管の移設になります。厚狭の桜川が氾濫したことによって、水路断面が必要だということで、山陽本線の下に新たに水路を造っております。その水路の上流に厚狭ホンダからヤクルトの敷地を県が用買をして、新たに水路を付け替えております。その水路を付け替えた敷地の中に、厚狭ホンダの土地に下水道の取付管があったのですが、その部分が水路になってしまったので、それを残地につけようと思っておりました。ただ、県がその残地を買い上げてしまって、そこに下水道管が要りませんという承諾が取れましたので、実は、この移設費が必要なくなりました。

中村博行委員長 桜川の工事によるものということですね。9、10ページも含めて歳入全体で。人事異動、決算という関係ですので。それでは、この事業全般で何かございましたら。

藤岡修美委員 国の補助金が6割ということで、かなり厳しいと思いますが、下水道課の見込みとして、これからもそういった状況が続くと考えておられますか。

森弘下水道課長 よその市町に聞いても、6割で返ってきているという状況を鑑みると、国はずっとこのまま6割で推移をさせていくつもりではなかろうかと、私も思っております。

中村博行委員長 十分その辺は想定できますよね。総合計画の分科会の際に、公会計の進捗ということもお聞きしたと思いますけども、それも順調に推移していると考えてよろしいですか。

森弘下水道課長 公会計のほうの移行と準備に関しては、コンサルタントにお願いをして昨年度は30%、コンサルタントが、本来3年間でやるべき上の30%を履行されております。本年度一番ウエイトを占める固定資産台帳の完成をみて、来年度は事務の移行準備、要は31年の4月から事務を運営していくための予行演習というか、いろいろなシステムに数字を入れてみて動かしてみるという作業に入っていきますので、31年4月には順調に移行できると考えております。

中村博行委員長 職員のスキルアップという点についても問題はないというお考えですか。

森弘下水道課長 職員も、公会計に対して、いろいろなそういう研修にも行っておりますし、また、来年度コンサルタントが移行準備をするための手助けというか、このように機械を扱う、事務を進めていくというようなコンサルタントによる指導的な業務をしていただけるような予定になっておりますので、つつがなく移行を進めていけると考えております。

河崎平男委員 4ページのところに地方債補正というのがあるじゃないですか。200万が増えたというのはどういうことですか。

西崎下水道課管理係長 9ページをお願いします。資本費平準化債の200万円の増額をしておりますので、それに伴って発行額の増加ということで、地方債の補正をさせていただいております。

中村博行委員長 ほかはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を打ち切ります。討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、採決に移ります。議案第89号、平成29年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして、議案第89号、平成29年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第1回）については、可決すべきものと決しました。それでは、引き続きまして日程の7、議案第90号、平成29年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について、執行部の説明を求めます。

森弘下水道課長 議案第90号は平成29年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）についてです。今回の補正予算は修繕料の増により歳出の増。それに伴う繰入金と繰越金の増による歳入の増についてです。歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ106万6,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ8,691万9,000円とするものです。

それでは、詳細につきまして歳出から御説明いたします。5ページ、6ページの下側を御覧ください。1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業一般管理費、11節需用費106万6,000円の増額は、福田地区農業集落排水処理施設のマンホールポンプ場の水位計修繕等の補修費用です。

次に、歳入について御説明いたします。5ページ、6ページの上側を御覧ください。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金105万円の増額は、需用費の増に伴い収支を調整するもので、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金1万6,000円の増額は、先の決算認定を受け、それを調整するものです。以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

中村博行委員長 はい、ありがとうございます。それでは、余りありませんので、まず、歳入歳出5ページ、6ページまいりましょう。歳入歳出について。例えば、福田地区の修繕料が出ていますが、施設の老朽化というのはどの程度。ほかの施設も含めて、今後の財源が必要になってくるという部分で、どのような認識でおられますか。

森弘下水道課長 公共下水道と同様に、農業集落排水に関しましても、長寿命化ということを考える必要があるので、一応、3年前に調査をかけております。一番施設の老朽化が著しかったのが小野田西地区の農業集落排水です。これは、最下流が圧送管で300メートル、ポンプで水を送ります。圧送管の出口というのは、硫化水素というガスが発生をしてまいります。この硫化水素は、水と反応すると硫酸に変わります。硫酸がコンクリートや機器を腐食させるという状況をつくりますので、小野田西の処理場の建物の中、あるいは機械の劣化が著しいという判定が出ておりましたので、昨年4月に、一応、長寿命化をするつもりで、国のほうの予算までは取っておりましたが、以前も御説明いたしましたが、汚水処理設備整備構想で公共下水道に接続する方が有利であるという判定が出ましたので、今現在そちらのほうにシフトをしております。それと同時に、福田地区と仁保の上地区もその時点で調査を行いました。ここに関しては、まだそれほどの劣化は見られないので、今現在、まだ長寿命化に至るという必要はなかろうと判定をされております。

中村博行委員長 ほかにはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を打ち切ります。討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はないようですので、採決に入ります。議案第90号、平成29年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして議案第90号、平成29年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)については、可決すべきものと決しました。ここで執行部職員の入替えに入りますので、再開は11時10分ということで、ここで暫時休憩に入ります。

午前11時1分休憩

午前11時10分再開

中村博行委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を続けます。次に、日程の8番、議案88号、平成29年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1回)についてということではありますが、その前に、河合部長から一言あるということです。

河合産業振興部長 議案審議に入ってください前に、一言御礼申し上げます。去る12月3日、農林水産まつりにおきまして、副議長並びに産業建設常任委員会の皆様には式典から御参加いただきまして、誠にありがとうございました。おかげをもちまして、また、当日天候にも恵まれまして、例年になく大変にぎわった祭りになったと思っておるところでございます。今後ともまつり等の機会を最大限に活用しながら、農林水産業の振興に努めてまいりますので、今後ともどうかよろしく願いいたします。

中村博行委員長 はい、どうもありがとうございました。それでは、議案第88号に入ります。それにつきまして、執行部の説明を求めます。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 それでは、平成29年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1回)について説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。今回の補正は、平成28年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計の決算認定に伴う精算によるもの

です。歳入において、2款繰入金、1項一般会計繰入金を14万円減額し、3款繰越金、1項繰越金を14万円増額するものです。結果、歳入歳出とも増減はなく、補正後の予算総額は1,155万6,000円のまま変わりありません。以上で説明を終わります。

中村博行委員長 説明が終わりました。委員の皆さんからの質疑を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）今回の補正については、ほとんどなかろうかと思えます。そこで、この地方卸売市場事業全般について、何か皆さんお持ちの考えがありましたら。この補正についてはそういった意見はあまりないということで、地方卸売市場については視察も含めて、今後、委員会でいろいろ研究なりをしていきたいと思えますので、それによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、議案88号について討論がございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、採決に入ります。議案第88号、平成29年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第88号、平成29年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）については、可決すべきものと決しました。ありがとうございます。

（執行部退場）

中村博行委員長 それでは、議案審査が全てを終了しましたので、日程の9番、陳情・要望に入ります。最初に、住宅リフォームの継続を求める要請書という陳情が来ておりますが、要請書に詳しく書いてあります。山陽小野田市では、もう数年前からこれをやっております。住宅リフォームに対しての助成制度です。最初は小さい金額で、今はもう確定的にずっと実施しておりますので、そういった意味では2、3年前には途中補正で

1,000万増やしたようなケースもあったかと記憶をしております。したがって、これは既に執行部についてもされる予定ではないかと思っておりますので、一応、皆さんよく読んでいただいて、この思いをもって、また予算審査等にその意見が入るのではなかろうかと思っておりますので、一応、通常、聞き置くというような形で終えたいと思っております。

それではもう1点、地域建設産業の再生に関する要請書。これについては、同じところから出ているわけですね。山口県建設労働組合ということで、建設山口から出ているということで、これも基本的には中をしっかりと読んでいただいて、その辺を考慮しながら事に当たっていただくということで、これもしっかりと聞いておくというところでとどめたいと思っておりますけど、それでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、日程の9番を終えます。それでは、10番の閉会中の継続調査事項についてということで、一覧表を御覧ください。この中で、漏れているようなことがあったらいけませんので。今、この委員会で一番の懸案事項というのは、公共交通に関するものが大きいと。それから、先ほど出ました地方卸売市場についてです。あとは中小企業関係もありますが、ほかにこれは入れといたほうが良いというものあれば。

河崎平男委員 この中で、下から5番目、農林水産にすることがありますよね。これはやっぱり農業や林業、水産とかいう関わりがあるから、それは入れておかなければいけないと思っております。最近では、不耕作地が多くある中で、イノシシが出たりとか、危険を伴ったりとかいろいろな面がある中で、地方卸売市場だけになっているじゃないですか。

中村博行委員長 大きいくくりの中で、農林水産とあるけれども、（1）があるように（2）で農林水産についてという項目を入れておいたほうが無難ということですね。

河崎平男委員 3月までだから、閉会中にやるかもしれないですね。

中村博行委員長 基本的にこの項目にないことはやってはいけないことになります。当初、ざっと上がっていたのですが、一時期、あまり多過ぎる、それだけできるものではないということで、精査して少ない項目にのりさいということになったのですが、そうすると抜けが出るわけですね。それで、結局、元に戻ったという経緯があります。それでは（２）に農林水産。

河崎平男委員 農林水産業に関する事とか、何か入れてもらえれば関わりがありますよね。不耕作地でも、現地を見に行く場合が出てくるかもしれませんから。

中村博行委員長 農林水産業全般で振興にしましょうか。農林水産業振興について。農業委員会も新しい組織になりましたしね。それでは、項目は農業水産業の振興について。ほかに気づきの点ありますか。

中岡英二委員 地方卸売市場との関連で、学校給食センターは産業建設ではないですけど、その辺のところは何かやられますか。

中村博行委員長 教育委員会の所管になりますけど、当然、関わりがありますので、先では連合審査とか、そういった形にはなろうかと思えます。当面、3月までのことですので、そこまでは予定は多分ないと思えますので、3月以降、当然関わりが出てくるという気がします。よろしいでしょうか。

奥良秀委員 調査事項の中に、議運の中でも出ていますが、理科大の特別委員会です。こちらは、私はとても気になっていまして、産建の中でも、今、建設中でありまして、今所管は総務文教のほうになっていますよね。こちら産建の中でも、いろいろ話をして行って、産建だけでも視察に行くとか、そういったこともしていかななくてはいけないのではないかと考えているのですが、どうでしょうか。

中村博行委員長 この辺りについては、以前、建設というものについては、何らかの産建が関わりを持つべきじゃないかというような意見もありました。これについては、また議運のほうでも審査をしていただいて、この委員会でうんぬんというわけにはいかないかと思いますが、この委員会の要望として、そういうものは上げていきたいと考えております。ほかにありますか。

矢田松夫副議長 今日もずっと審査がありましたが、公園管理に関することというのが必要じゃないかと思います。どうでしょうか。

中村博行委員長 ありがとうございます。それでは、追加で公園管理について。今日審査した内容ですので、これを増やすということです。それでは、以上で全ての日程を終了いたします。午後から一般会計の産業建設所管分についての審査と基本計画の産業建設所管分についての分科会をします。午後は13時から始めたいと思いますので御参集ください。それでは、これで午前中の審査を終了します。委員会を終了いたします。

午前11時25分散会

平成29年12月8日

産業建設常任委員長 中村博行